

○由布市老朽危険空き家等除却推進事業補助金交付要綱

令和2年1月23日

由布市告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は市民の生命、身体及び財産を保護し、安全にかつ安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、老朽危険空き家等を除却しようとする者に対し、予算の範囲内において由布市老朽危険空き家等除却推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年由布市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「老朽危険空き家」とは、過半が居住の用に供する建築物であって、居住その他の使用がなされていないことを常態とし、老朽化により倒壊等の危険のおそれがあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 老朽危険空き家の所有者その他これを管理すべき者（法人は除く。）
- (2) 市税に滞納がない者
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者でない者

(補助対象物件)

第4条 補助金の対象となる老朽危険空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号のすべてに該当する建築物とする。

- (1) 由布市内に建てられていること。
- (2) 木造であること。
- (3) 長屋又は共同住宅でないこと。
- (4) 国、地方公共団体又は法人が所有していないこと。
- (5) 同一敷地内に同じ補助金の交付を受けている建物がないこと。
- (6) 他の事業等によって移転又は立ち退きの対象になっていないこと。
- (7) 所有権以外の権利が設定されていないこと（所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者から除却の同意がある場合はこの限りでない。）。
- (8) 別表第1に掲げる老朽度判定基準に掲げる評定区分ごとに合計した評点が100以上であるもの

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めるものについては、補助対象物件とすることができる。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 補助対象者が建設業又は解体業の許可等を受けた者と請負契約を締結して行う補助対象物件の除却工事
- (2) 補助金の交付決定後に着手した除却工事
- (3) 補助対象物件のすべてを除却する工事

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。

- (1) 他の同種の補助金等の交付を受けて行うもの
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与するもの
- (3) その他市長が適当でないと認めたもの  
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の除却に要する費用（家財道具、機械、車両等の処分費を除く）に10分の8を乗じて得た額とし、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める当該年度の標準除却費のうちの除却工事費に10分の8を乗じて得た額を上限とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第2に掲げる額とする。

(事前調査)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の申請をする前に、事前調査申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助対象物件に該当するか否かの判定を受けなければならない。

- (1) 対象空き家の登記事項証明
- (2) 所有者及び管理者であることを証する書類
- (3) 対象空き家の位置図及び配置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、現地調査等を行い、補助対象物件に該当するか否かを判定し、事前調査結果通知書（様式第2号）により当該申込者に結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定により補助対象物件に該当する旨の結果通知を受けた補助対象者は、補助対象工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書
- (2) 工事見積書の写し（内訳がわかるもの）
- (3) 補助対象物件の平面図及び床面積がわかる書類
- (4) 現場写真（建築物4面以上）
- (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第4号）

(6) 所有者等が複数存在する場合は、所有者全員の同意書（全員の同意書がそろわないときは、同意書に代えて紛争等が生じた場合の誓約書（様式第5号）を提出する事ができる。）

(7) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6号）又は補助金不交付決定通知書（様式第7号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第11条 補助金交付決定通知を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第8号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の変更申請については、前条の規定を準用し補助金交付変更決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

(工事の着手)

第12条 工事の着手は、第10条の規定による交付決定を受けた後に行わなければならない。

(工事の中止)

第13条 補助事業者は、工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更（中止・廃止）申請書に補助金交付決定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金交付決定に属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、工事実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、確認審査を受けなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したもの）

(3) 工事写真（施工前及び施工後並びに工事内容が確認できるもの）

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 前条の規定による補助金交付額確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第12号)により市長に補助金を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、当該取消しに係る部分の補助金の返還を当該補助事業者に補助金返還命令書(様式第14号)により命ずるものとする。

(跡地の管理)

第18条 補助金の交付を受けて補助対象物件を除却した所有者等は、雑草の繁茂や廃棄物の投棄等が生じないように跡地の管理を適正に行う措置を講じなければならない。

(書類の保管)

第19条 補助金の交付を受けて補助対象物件を除却した所有者等は、当該補助金の交付に係る書類を当該補助金の交付を受けた会計年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

## 老朽度判定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高得点
1	構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破壊の程度	基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		外壁	外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出がしているもの	15	
			外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	
延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	雨水	雨樋のないもの	10	10
評点の合計				点	

※一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

別表第2（第7条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
補助対象物件の除却に要する費用に10分の8を乗じて得た額とし、国土交通大臣が定める当該年度標準除却費にのうちの除却工事費に10分の8を乗じて得た額を上限とする。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。	50万円